

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

苫小牧市立苫小牧西小学校 令和8年（2026年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

<p>苫小牧西小学校 「学校いじめ防止基本方針」 (概要) 全文は学校HPを 御覧下さい。</p>	<p>◎ いじめは絶対に許さない。 ◎ いじめを絶対に見逃さない。 ◎ 教職員、児童、保護者が一丸となっていじめ防止に取り組む。</p> <p>いじめの未然防止・早期発見・事案対処のための取組</p> <p>(1) いじめの防止等の対策のための組織「いじめ・不登校等対策委員会」の設置 (2) いじめの防止のための定期的なアンケート調査等の実施 (3) いじめの相談体制の整備 (4) いじめの防止等に係る教職員の資質向上 (5) インターネットを通じて行われるいじめに関する対応 (6) いじめ(事案)の具体的な対応 (7) 重大事案への対処</p>
<p>苫小牧西小学校 「いじめ防止対策委員会」 の役割や活動</p>	<p>① 構成員 校長、教頭、指導部長、教務主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、該当担任、SSW、(SC)、学校運営協議会委員、警察経験者、児童指導員又は児童福祉司、保護者、弁護士、医師等 他</p> <p>②開催 (ア) 年4回を定例会とし、必要に応じて随時開催する。 (イ) いじめの事案が発生したときは、臨時に開催とする。</p> <p>③役割 (ア) 本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証修正を行う。 (イ) いじめの相談・通報の窓口となる。 (ウ) 発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、「本委員会」で情報共有する。 (エ) 的確にいじめの疑いに関する情報の共有を行い、いじめの有無の確認をする。 (オ) いじめに対して組織的に指導・支援体制を組む。</p>
<p>本校の いじめ未然防止プログラム</p>	<p>教科・領域の関連を図ったプログラム 交流活動、個に応じた支援の充実、キャッチフレーズ(挨拶、返事、感謝、笑顔)を意識した指導の継続、教育相談(通年)、学校風土アンケートを活用した学級経営(6月～)、歌声集会(通年・金曜) 他</p> <p>児童会活動との関連を図ったプログラム 1年生を迎える会、6年生を送る会、いじめ問題子どもサミットを通したいじめ根絶に向けた活動、他</p> <p>社会教育と連携した活動との関連を図ったプログラム PTAと連携したいじめ対策(読み聞かせ等) 他</p> <p>その他の教育活動との関連を図ったプログラム いのちの授業、人権教室、認知症サポーターキッズ講座、情報モラル教室 他</p>

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和8年度の苫小牧西小学校のいじめ・不登校対策組織担当は、加藤教諭です。

連絡先 0144-72-6441 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 13～17時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
胆振教育局教育相談電話 (電話)	0143-22-6594	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

